

千葉県指定有形文化財三菱銀行佐原支店旧本館保存修理

実施設計技術支援者選定プロポーザル

審査要領

1 趣旨

本要領は、千葉県指定有形文化財三菱銀行佐原支店旧本館保存修理実施設計技術支援者選定プロポーザル実施要項（以下「募集要項」という。）及び千葉県指定有形文化財三菱銀行佐原支店旧本館保存修理実施設計技術支援者選定プロポーザル参加表明書等作成要領（以下「作成要領」という。）に定めることのほか実施設計技術支援者（以下「施工予定者」という。）を選定するために詳細な事項について定めるものとする。

2 審査方法

本プロポーザルは次のとおり審査を行う。

- (1) 本プロポーザルの審査は、実施設計技術支援者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。
- (2) 作成要領により作成し、提出された提案書等を基に審査し評価する。
- (3) 本要領に基づき選定委員会が参加資格を確認し、参加資格のある者の審査を行い、施工予定者を選定する。
- (4) 企業の技術力及び姿勢の項目及び価格事項のうち概算見積価格の項目は、作成要領により作成し、提出された書類・図書等を基に本要領に記載の評価基準に基づき客観的に評価する。
- (5) 提案項目事項は、各委員が本要領に記載の評価基準に基づき評価するとともにプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン」という。）を行い総合的に審査する。
評価点は、各委員の採点を評価事項ごとに合計し、選定委員会の委員数で除した値が参加者の評価点となる。
この場合、評価点は小数第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求めることとする。
- (6) プレゼン時の参加者の呼称は、A者、B者等のように参加者名を伏せて行う。
なお、プレゼンの順番は、技術等提案書の受付の遅かった者から順に行う。

3 評価方法

(1) 参加要件の確認

本プロポーザルに参加することができる者は、募集要項の参加資格要件を全て満たす者とする。

(2) 評価事項に対する配点

三菱銀行佐原支店旧本館保存修理工事について、適切な施工予定者を選考するため、下記のとおり評価基準を設けて、審査委員会において慎重に審査する。

| 項目 | 様式 | 評価事項 | 配点 |
|---------------------|-----|-------------------|-------|
| 企業の技術力及び姿勢 (45%) | 7-1 | 技術支援業務の実施方法 | 10.0 |
| | 7-2 | 技術支援業務の実施体制 | 20.0 |
| | 7-3 | 文化財建造物である本建物への理解度 | 15.0 |
| 技術提案 (45%) | 7-4 | 耐震補強に対する技術的所見 | 10.0 |
| | 7-5 | 保存修理方針に対する技術的所見 | 10.0 |
| | 7-6 | 安全面に関する施工上配慮すべき事項 | 10.0 |
| | 7-7 | 工程管理に関する技術的所見 | 5.0 |
| | 7-8 | 総合仮設計画書 | 10.0 |
| 価格項目 (10%) | 11 | 概算見積価格 | 10.0 |
| 計 | | | 100.0 |

(3) 技術提案等に対する評価

①提案項目

提出された技術提案書等及び技術対話により、総合的に各項目を評価し、以下に示す評価に該当する点数により採点する。

| 技術支援業務の実施方法 | | 配点 10 |
|-------------------|---|-------|
| 特に優れている | A | 10 |
| 優れている | B | 8 |
| 普通 | C | 6 |
| やや劣っている | D | 4 |
| 劣っている | E | 0 |
| 技術支援業務の実施体制 | | 配点 20 |
| 特に優れている | A | 20 |
| 優れている | B | 16 |
| 普通 | C | 12 |
| やや劣っている | D | 8 |
| 劣っている | E | 0 |
| 文化財建造物である本建物への理解度 | | 配点 15 |
| 特に優れている | A | 15 |
| 優れている | B | 12 |
| 普通 | C | 9 |
| やや劣っている | D | 6 |
| 劣っている | E | 0 |
| 耐震補強に対する技術的所見 | | 配点 10 |
| 特に優れている | A | 10 |
| 優れている | B | 8 |
| 普通 | C | 6 |
| やや劣っている | D | 4 |
| 劣っている | E | 0 |
| 保存修理方針に対する技術的所見 | | 配点 10 |
| 特に優れている | A | 10 |
| 優れている | B | 8 |
| 普通 | C | 6 |
| やや劣っている | D | 4 |
| 劣っている | E | 0 |

| | | |
|--------------------------|---|--------------|
| 安全面に関する施工上配慮すべき事項 | | 配点 10 |
| 特に優れている | A | 10 |
| 優れている | B | 8 |
| 普通 | C | 6 |
| やや劣っている | D | 4 |
| 劣っている | E | 0 |
| 工程管理に関する技術的所見 | | 配点 5 |
| 特に優れている | A | 5 |
| 優れている | B | 4 |
| 普通 | C | 3 |
| やや劣っている | D | 2 |
| 劣っている | E | 0 |
| 総合仮設計画書 | | 配点 10 |
| 特に優れている | A | 10 |
| 優れている | B | 8 |
| 普通 | C | 6 |
| やや劣っている | D | 4 |
| 劣っている | E | 0 |

②価格項目

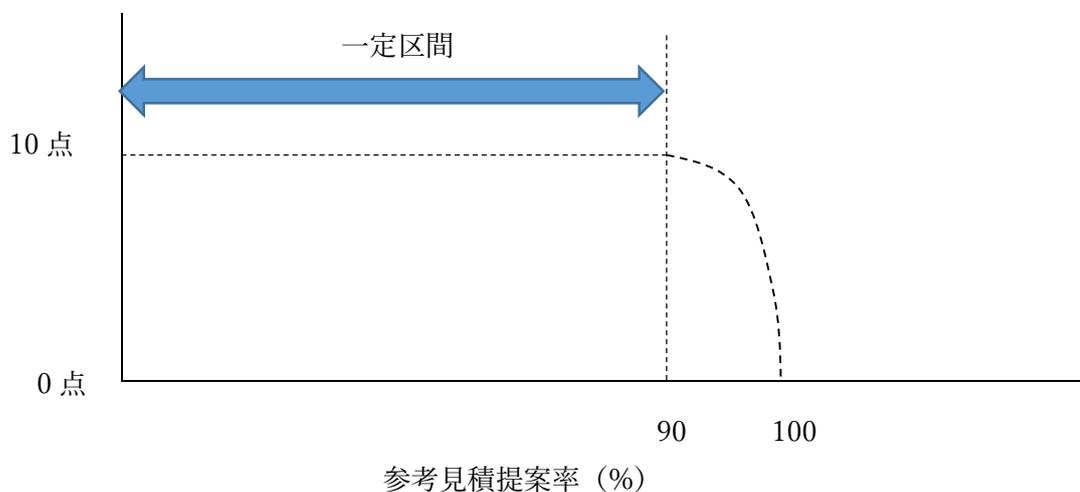
基本設計での事業費（341,550,000円（税抜き））を超える価格は、評価点0点とし、その他の場合は次のとおりとする。

基本設計の事業費と参考見積価格（別紙「様式 11 概算見積書」による価格）との比率（以下、「参考見積提案率」という。）により次表により評価点を算出する。

なお、評価点は小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求めるととする。

| | |
|------|---|
| 価格評価 | ・参考見積提案率 100%を超える価格評価点は0点とする。 |
| | (90% < 参考見積提案率 ≤ 100%) における評価点 |
| | ・100%と90%を通る $x^2/a^2 + y^2/b^2 = 1$ ($b > a > 0$) で示される楕円の式により算出される以下のyの値を価格評価点とする。 ○価格評価点算定式 $y = (b^2 \times (1 - x^2/a^2))^{1/2}$ x : (参考見積提案率 - 90) % y : 価格評価点 a = 10% b = 10% |
| | (90% ≥ 参考見積提案率) における価格評価点 |
| | ・参考見積提案率が90%以下の場合、10点として一定とする。 |

価格評価点のイメージは次のとおり。



【例 1】 参考見積提案率が 97.5% だった場合

$$x : (97.50 - 90.00) \% = 7.50\% \quad a=10\% \quad b=10\%$$

$$y = (10^2 \times (1 - 7.50^2/10^2))^{1/2}$$

$$= 6.61 \text{ 点}$$

【例 2】 参考見積提案率が 92.5% だった場合

$$x : (92.50 - 90.00) \% = 2.50\% \quad a=10\% \quad b=10\%$$

$$y = (10^2 \times (1 - 2.50^2/10^2))^{1/2}$$

$$= 9.68 \text{ 点}$$

【例 3】 1% ごとの評価点

91% : 9.95 点 92% : 9.80 点 93% : 9.54 点 94% : 9.17 点 95% : 8.66 点

96% : 8.00 点 97% : 7.14 点 98% : 6.00 点 99% : 4.36 点

※概算見積りについては、別途「概算見積内訳書」の内容にそって、ヒアリング時に選定委員から質問等をする場合がある。